お孫さまへの「想い」を未来へ託しませんか？

はちしん教育資金一括贈与専用口座

※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座

「託す想い」のご案内

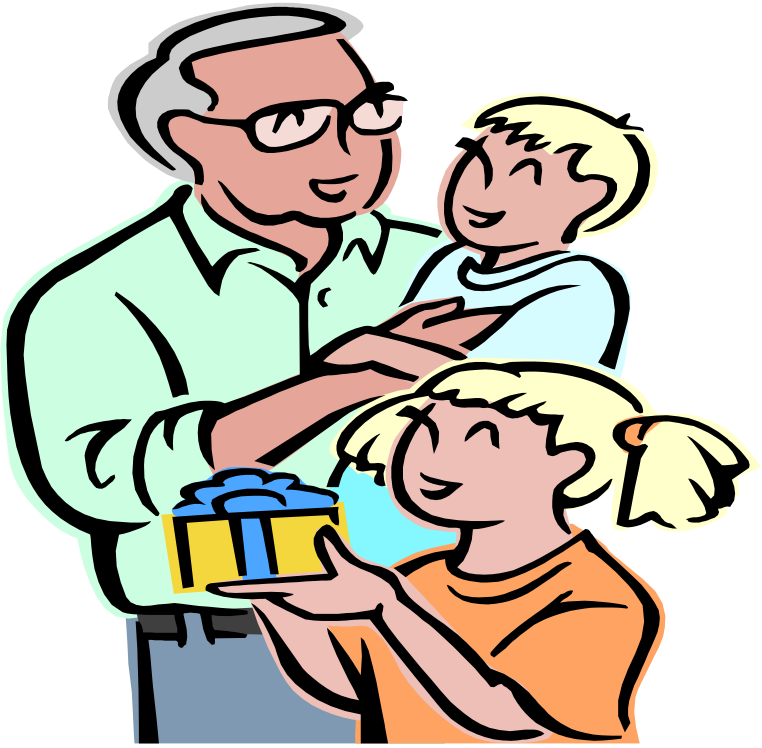

ひとりの みんなの あしたの
八幡信用金庫

本パンフレットでは、教育資金を贈与する方を「祖父母さま等」、贈与を受ける方を「お孫さま等」としております。

1. 商品のポイント

祖父母さま等が、教育資金をお孫さま等へ「一括贈与」した場合においても、贈与税が非課税となる商品です。

１，５００万円まで贈与税が非課税

・お孫さま等１人あたり、１，５００万円までの教育資金贈与が非課税となります。

期間限定

・ご契約できるのは、令和８年３月３１日までとなります。

預金保険制度

・預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます）

手数料無料

・手数料をご負担いただくことなく、ご利用いただけます。

2. 商品の概要

贈与者 （祖父母さま等）	・教育資金を贈与する方 ・お孫さま等と直系である必要があります （曾祖父母、祖父母、父母など）
受贈者 （お孫さま等）	・教育資金の贈与を受ける方 ・祖父母さま等と直系であり、３０歳未満である必要があります （子、 孫、ひ孫など） ※平成３１年４月１日以後の贈与については、お孫さま等の前年の合計所得金額が１，０００万円超の場合は非課税措置の適用対象外となります。
預入期間	・お孫さま等の３０歳の誕生日の前日までの期間 ただし、預金者が３０歳に達した場合においても、在学中等であることを条件に最長で４０歳に達する日まで継続されます。
預入金額	・１円以上１，５００万円以下（お孫さま１人あたり）
適用金利	・普通預金の店頭表示金利に０．１％上乗せした利率を適用します。

3. 商品の仕組み

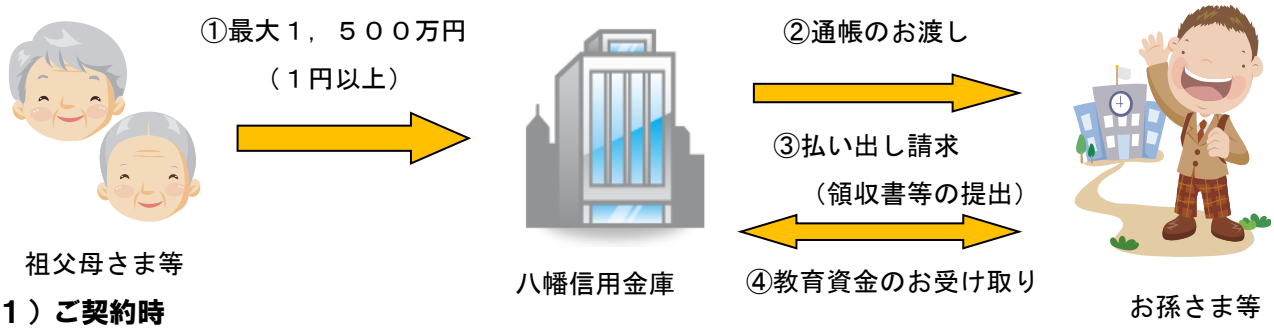

（１）ご契約時

①祖父母さま等は、贈与される教育資金を当金庫に預入していただきます。（１，５００万円まで）

②契約後、当金庫はお孫さま等に通帳をお渡しします。

（２）払い出し時（お孫さま等にてお手続き）

③お孫さま等は、教育資金の払い出しの請求を行い、領収書等を提出します。

④当金庫にて内容確認のうえ、お孫さま等へ教育資金をお支払いします。

（※）お孫さま等が未成年の場合、親権者さまとお手続きをさせていただきます。

4. 教育資金の範囲

贈与税非課税となる教育資金の範囲は以下の通りとなります。

【教育機関】（上限１，５００万円）
- **学校（幼稚園、小学校、中学校、高校、大学）**
- **保育所、認定こども園**
- **外国の教育施設（学校教育制度に基づくもの）**
- **海外の日本人学校　等**

【費用項目】
- **入学金、入園料**
- **授業料**
- **入学試験料**
- **学用品代**
- **修学旅行費**
- **学校給食費　等**

※学習塾等の教育活動の指導の対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用や施設使用料

※学習塾等の活動で使用する物品の費用。ただし、指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。

※通学定期券代、留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

（うち上限５００万円）※
- **学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室　等**

※令和１年７月１日以後は、23 歳以上のお孫さま等の教育費の範囲を教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定されます。（習い事等は対象外）

5. 贈与税の現行制度との違い

現行制度においても、教育資金を「支払の都度」贈与する場合、非課税となります。
本商品は、教育資金を将来分も「まとめて一括」贈与する場合においても、非課税となります。

6. 教育資金贈与預金Q&A

Q：教育資金は一般的にどの程度必要ですか。

Ａ：幼稚園から高校までの教育関連費用は、公立で約５００万円、私立で約１，７００万円と試算されています（※）。また大学まで進学されると、さらに学費がかかります。
（※）文部科学省　平成２２年度こどもの学習費調査

Q：複数の祖父母等から１人の孫に対して教育資金贈与預金を申込みできますか。

Ａ：お孫さま等１人あたり１，５００万円までのご契約であれば、複数の祖父母さま等よりお申込みをいただくことができます。

Q：契約後、教育資金を追加して贈与することはできますか。

Ａ：令和８年３月末日までであれば、教育資金を追加いただくことは可能です。そのため、お孫さま等の教育計画にあわせて、追加で贈与できます。

Q：上限１，５００万円までであれば、複数の金融機関にて契約できますか。

Ａ：お孫さま等１人あたり上限は１，５００万円となりますが、お孫さま等が教育資金贈与預金を契約できるのは、１金融機関・１営業店に限定されます。

Q：祖父母等が贈与した教育資金を払い出すことはできますか。

Ａ：払い出し手続きができるのはお孫さま等（親権者さま）のみとなります。また、ご契約後において中途解約することはできません。

ひとりの みんなの あしたの
八幡信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/hachiman

本店営業部　0575-65-3121
白鳥支店　0575-82-2536
荘白川支店　05769-5-2336
高鷲支店　0575-72-5133
和良支店　0575-77-2226
金山支店　0576-32-2779
大和支店　0575-88-3111
美並支店　0575-79-3450
小野支店　0575-65-2988

※詳しくは窓口または、営業担当者にお問い合わせください。

2025.1 作成